

役員の報酬・退職金に関する規程

平成 15 年 11 月 14 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第 2 条 この法人の役員（理事および監事）は在任中報酬を受けず、退職時において退職金は支給されない。

付則

1. この規程正は平成 15 年 11 月 14 日から施行する。
2. この規程の改廃・変更は、理事会の承認を得なければならない。